

受注されたみなさまへ

協 力 要 請 等

適正な施工の確保等のため、下記事項について、ご協力及びご対応をお願いいたします。今回受注された公共工事につきまして、工事に従事される労働者の適正な労働条件の確保やその他労働環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 建設労働者の雇用労働条件について

- (1) 労働者を雇い入れたときには、適正な労働条件を明示し、書面を交付すること。
- (2) 賃金は毎月1回以上、一定期日に現金で支払うこと。
- (3) 労働時間の短縮や休日の確保など適切な労働時間の管理に努めること。
- (4) 雇用保険、健康保険ならびに厚生年金保険に加入すること。

健康保険、厚生年金保険の適用を受けない労働者については、国民健康保険や国民年金に加入するように指導すること。

下請業者が、加入義務があるにもかかわらず未加入の場合は、加入について指導すること。

2. 技術者の適正な配置について

- (1) 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格技術等を有する技術者等を配置すること。
- (2) 専任の主任技術者及び監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

3. 安全衛生の確保について

労働安全衛生法に従い、建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した労働者、危険作業の労働者等に対する安全衛生教育を実施すること。なお、万一工事事故が発生した場合は、速やかに労働基準監督署等に届けるとともに、発注者（工事担当部局）に報告すること。

4. 建設業退職金共済証紙の貼付について

共済証紙を購入した場合は、現場の労働者（被保険者）の共済手帳に働いた日数に応じて必ず証紙を貼ること。

5. 工事の一部を下請けに出す場合について

- (1) 宮崎市内の業者に優先的に発注すること。
- (2) 下請契約は「建設工事標準下請契約約款」又は、これに準拠した内容の契約書により契約を締結すること。
- (3) 請負価格は、見積及び協議書等適正な手順により合理的な価格とすること。
- (4) 前払金の支払いを受けたときは、下請業者に対して、資材の購入、建設労働者の募集、その他建設工事

の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

- (5) 部分払、又は完成払の支払いを受けたときは、当該工事を施工した下請業者に対しても相応の支払いを行うこと。
- (6) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。また、手形払の場合には、手形期間はできる限り短い期間とすること。

6. 施工体制台帳等について

下請契約を締結する場合には、施工体制台帳、再下請通知書、施工体系図等を作成し、提出すること。

7. 建設資材の購入について

建設資材等は、できる限り宮崎市内の業者から購入し、その支払いを適正に行うこと。

8. 振込口座について

請負代金の振込口座は、できる限り宮崎市内の金融機関を利用すること。

9. 暴力団等関係者から妨害又は不当要求等を受けた際の対応について

暴力団等関係者から契約等の履行に関して、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに、所轄の警察署へ被害届を提出すること。なお、暴力団関係者から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合には「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」に基づき、指名停止措置を行う場合がありますので、ご注意ください。

10. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象（主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等）が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、契約課工事契約係（上下水道局の案件は上下水道局総務課総務係）まで通知ください。（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項）

※通知書の例及び留意事項につきましては別添を参照ください（任意様式で構いません）

文書取扱：宮崎市 契約課 工事契約係
TEL 0985-21-1725（直通）

協 力 要 請 に 関 す る 報 告 書

契約第 号

1. 元請工事の概要

工 事 名	
請 負 金 額	千円 (最終請負金額)
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 下請負の状況

許 可 番 号	商号 及び 代表者氏名	施工部分の内容	下請負代金額 (千円)		市内業者に下請負 できなかった理由
			市内業者	市外業者	

3. 建設資材の購入状況

購入資材名	購入先の 商 号	住 所	購入金額 (千円)		市内業者から購入 できなかった理由
			市内業者	市外業者	

以上のとおり、報告します。

令和 年 月 日

商 号

代 表 者

殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： _____ (契約第 _____ 号)

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※	(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
上記事象の状況の把握のため 必要な情報の入手先	(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※	(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
上記事象の状況の把握のため 必要な情報の入手先	(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以 上

その他連絡事項（空欄可） （自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

--

【通知書に係る留意事項】

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。
（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の約款等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。